

平成 28 年 8 月 1 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 A L B E R T
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 上 村 崇
(コード番号：3906 東証マザーズ)
問 合 せ 先 執 行 役 員 最 高 財 務 責 任 者 村 上 嘉 浩
(TEL. 03-5909-7510)

証券取引等監視委員会による当社元取締役に対する告発について

本日、証券取引等監視委員会から、当社元取締役を東京地方検察庁に告発したとの発表がなされました。

本件に関し、当社および当社に現在在籍する役職員の関与は一切ございませんが、関係者の皆様にご心配をお掛け致しましたことを心よりお詫び申し上げますとともに、二度とこのような事態が起きないように再発防止に取り組んでまいります。

告発の概要および当社の対応につきましては、下記のとおりです。

記

1. 告発を受けた事由の概要

当社元取締役である山川義介氏（以下「当該元取締役」といいます。）は、その職務に関し知った当社平成 27 年 12 月期の営業損失、経常損失、及び当期純損失に係る重要事実を社外の情報受領者に対し、平成 27 年 10 月 29 日に行った当社からの公表前に当社株式の売付けをさせることにより情報受領者の損失の発生を回避させる目的をもって伝達したもので、この行為が金融商品取引法に違反する行為に該当することを理由として、告発を受けたものです。

2. 当社としての対応

当社は本件判明後、特別調査委員会を組成し、証券取引等監視委員会の調査の妨げにならない範囲で、事実確認、原因究明を行い、当該元取締役が上記告発を受けた事由に該当する事実を行った旨、確認をしております。

なお、当該元取締役は、平成 28 年 3 月 29 日に開催された当社第 11 回定時株主総会の終

結の時をもって退任しております。

また、退任以降当社と当該元取締役の間に雇用関係及び取引関係はございません。

3. 再発防止のための施策

当社は、特別調査委員会の調査内容を踏まえ、以下の再発防止のための施策を策定いたしました。

責任ある立場にある者が伝達違反行為及び内部規程に反する行為を行った事実を重く受け止め、二度とこのような事態を起こさないよう、再発防止に取り組んでまいります。

(1) コンプライアンス意識向上とインサイダー取引防止のための勉強会の定期実施

- ① 役員対象のコンプライアンス勉強会の実施（年1回）
- ② 一般従業員に対する勉強会の継続（入社時オリエンテーション、及び年1回を目途とする定期勉強会）

(2) 社内規程「インサイダー取引防止規程」の改定

- ① 売買規制に関する届出制度の範囲拡大（役員と生計を同一にする者または同居する親族に加え、新たに同居の有無に関わらない二親等以内の親族を対象とする）
- ② 内部規程違反者に対する社内処分の厳格化

(3) 役員誓約書の提出

年1回の提出の義務付け

(4) 情報管理体制の強化

未公表の重要事実を取り扱う会議体の範囲を再定義しルールを厳格化

4. 特別調査委員会について

当社は本件判明後特別調査委員会を組成し、事実確認及び原因究明を行ってまいりました。尚、調査報告書の受領をもって調査は終了しております。

(1) 特別調査委員会設置の目的

今般のインサイダー取引に関する件について、事実関係を客観的に調査し、当社役職員の関与の有無、当社のインサイダー取引防止体制の問題の有無及び、再発防止策の妥当性の検証を目的として、特別調査委員会を組成いたしました。

(2) 特別調査委員会メンバー

下記メンバーにて特別調査委員会を組成いたしました。

委員長 弁護士 古田 利雄（弁護士、当社社外取締役 独立役員）
委員 渡邊 敦彦（当社社外取締役 独立役員）
委員 谷本 篤彦（当社社外監査役 独立役員）

(3) 調査内容と調査結果

調査報告書により下記内容の調査報告並びに調査結果を受領しております。

① 嫌疑の内容と事実関係の調査

会社及び会社役職員（当時の元取締役会長を除く）が関与した事実は認められない。

② インサイダー取引防止の管理体制の調査

上場会社として行うべき一般的な対策を踏まえており、会社のインサイダー取引防止対策について、特段の瑕疵があったとは認められない。

③ 再発防止策等の取り組み状況

会社は、事態を重く受け止め、特別調査委員会の事実確認を元に当社で前項3.に記載の再発防止策を策定し、実施する予定である。その妥当性については特別調査委員会にて検証を行い、各対策は妥当である。

以上